

企業法務と理論をつなぐ

# NBL

## New Business Law

# 864 2007.9.1

### 論 説

#### 「保険法の見直しに関する中間試案」について

編集部

●資料●保険法の見直しに関する中間試案  
(平成19年8月8日法制審議会保険法部会決定)

#### A B Lの展望と課題

——そのあるべき発展形態と「生かす担保」論

池田真朗 慶應義塾大学

#### 座談会●内部統制とリスクマネジメントの実務(上)

岡村久道 弁護士

丸山満彦 公認会計士

宮崎勇氣 松下電器産業

毛利直広 J.P.モルガン証券

#### 反社会的勢力との関係遮断の ための内部統制システムの整備

——政府指針を踏まえた取組み

後藤啓二 弁護士

#### 反社会的勢力による企業の 被害を防止するために

——政府の指針を活用した  
社内体制の構築

岸本吉生 警察庁

### 連 載

重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線

#### ② 外商投資企業をめぐる紛争

射手矢好雄 弁護士、橋大学

ヒューマン・リソース(HR)と法——労働法最前線

#### ③ 早期退職優遇制度

野田 進 九州大学

座談会

#### ⑤ 民事再生手続の監督委員

### 新制度解説

#### 電子記録債権法の解説(2)

法務省 法務省 法務省 法務省  
始関正光/坂本三郎/富田 寛/仁科秀隆

#### 中国学生向け法務教育

大澤頼人 伊藤ハム

#### ヤマハ発動機・中国最高人民法院

#### 商標権侵害判決について

姫 軍 中国弁護士、ニューヨーク州弁護士

石本茂彦 弁護士、ニューヨーク州弁護士



株式会社 商事法務

# NBL Square

## ●中国新判例紹介●

NBL-Times

### ヤマハ発動機・中国最高人民 法院商標権侵害判決について

中国弁護士・ニューヨーク州弁護士

姫 軍

Ji Jun

弁護士・ニューヨーク州弁護士

石本茂彦

Shigehiko Ishimoto

#### 1 はじめに

中国最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）は、2007年6月5日、ヤマハ発動機株式会社（以下「原告」または「ヤマハ発動機」という）を原告（上訴審では被上訴人）、浙江華田工業有限公司（以下「浙江華田公司」という）、台州嘉吉摩托車銷售有限公司（以下「台州嘉吉販売」という）、台州華田摩托車銷售有限公司（以下「台州華田販売」という）およびその他販売業者1社を被告とする商標権侵害紛争事件につき、終局判決（以下「本判決」という）を下した<sup>①</sup>。

本判決では、上訴人である浙江華田公司の上訴申立てが棄却、江蘇省高等人民法院の第1審判決（以下「1審判決」という）が維持され<sup>②</sup>、①被告らによるヤマハ発動機の商標権侵害行為の即時停止、②業界専門誌への謝罪声明掲載、③浙江華田公司是830万440.43人民元の損害賠償責任、台州嘉吉販売はこのうち822万7977.03人民元に対する連帯賠償責任、台州華田販売はこのうち7万2463.4人民元に対する連帯賠償責任をそれぞれ負うことを命じるとの判断が確定した。

本判決は、中国知的財産権（特に商標権）

に対する司法保護において、一定のメルクマールとしての意義を有するものと思われる。われわれは、原告の代理人等として直接本件に関与する機会を得た。以下、本判決の概要と意義を紹介する。

#### 2 経緯

2000年9月、被告浙江華田公司の法定代表者および支配株主らが日本において「日本雅馬哈株式会社」なる会社の設立登記を行った（なお、「雅馬哈」は、中国語で「ヤマハ」に近い発音であり、ヤマハ発動機も中国において自社の名称の表示としてこの漢字を使用し、かつ商標登録等も行っている）。

2001年1月、日本雅馬哈株式会社と浙江華田公司是、技術・商号使用等に関するライセンス契約を締結し、これに基づき、日本雅馬哈株式会社は浙江華田公司にオートバイ関連製品等に「日本YAMAHA株式会社」および「日本雅馬哈株式会社」なる企業名称を使用（表示）することに同意した。浙江華田公司是、これに基づき（実際にはかかる契約よりも前から）「日本YAMAHA株式会社」の文字および「FUTURE」の文字を表示したオートバイ等を製造・販売した（他の被告は販売業者として関与）。なお、「雅馬哈」、「YAMAHA」および「FUTURE」はいずれも原告の中国における登録商標である。

2001年9月、日本の金沢地裁小松支部は、日本雅馬哈株式会社が「日本雅馬哈株式会社」の商号を使用する行為は、日本の不正競争防止法に違反しているとして、①同商号の使用禁止、②その営業用施設または業務における「雅馬哈」「YAMAHA」および「ヤマハ」の使用の禁止の判決を下した（ただし欠席判決）。

2001年3月に原告の通報を受けた台州市工商行政管理局は、2001年7月に「行政処罰決定書」を出し、浙江華田公司的行為は原告の登録商標を侵害していると認定した（かかる判断は、その後の行政訴訟でも基本的に維持）。

2002年10月に江蘇省高級人民法院に本件訴訟は提起され、2005年9月に原告の訴訟請求

## NBL-Square

をほぼ全面的に認める1審判決が下された。被告浙江華田公司是最高人民法院に上訴を申し立てたが、同法院は、本判決により1審判決を維持した。

### 3 商標権等の司法保護の現状

一般論として、中国では外資(外国企業ないし外資系企業)は裁判において不利な立場に置かれ、適切に権利を保護されることが少ない、としばしばいわれる。また、中国における知的財産権に関する損害賠償金額についても、一般的に金額が低く、損失補償・抑止効果のいずれの意味でも不十分ともいわれる。

さらに、原告側の訴訟活動という観点からは、損害ないし損害額の立証の困難という問題も指摘されている。なお、この点については、被告の権利侵害行為による利得額を原告の損害額とみなす規定や、人民法院(裁判所)の裁量判断により50万人民币以下の賠償額を定める規定など、一定の立法的解決が図られてはいる。しかし、実際には、被告の利得の立証自体が第三者である原告としては容易でないこと、50万人民币という裁量賠償額の上限が低すぎることなどのため、十分な解決には至っていないというのが現状といえる。侵害行為についても、権利侵害品の製造・販売の具体的な過程がいわば「藪の中」にあるため、原告側による実態の把握とこれに基づく主張立証活動にも相当な困難が伴うのが通常である。

こうした事情があいまって、特に外資の間では、中国の商標権侵害等において司法保護には多くを期待できない、という一種の諦観が根強く存在している。

### 4 本判決の注目すべき点

#### (1) 外国企業に高額な賠償金額が認められたこと

まず、本件において判定された損害賠償額の約830万人民币元という高額な賠償が、外国企業を原告とする商標権侵害訴訟において認められたことが挙げられる。これは、おそらく従前の中国における商標保護の涉外事件の

中で最高金額であろうと思われる<sup>(3)</sup>。(涉外事件に限らず)全般的に中国知的財産権の賠償金額は低いといわれてきた中、こうした高額な判決が最高人民法院によって出されたこと自体、一定の意義があるものと思われる。

#### (2) 自己に不利な証拠の提出を拒んだ当事者に対する不利判断

民事訴訟証拠規則75条は、一方当事者が、自己に不利な証拠を有しているにもかかわらず正当な理由なく提出を拒んだ場合、当該証拠保持者にとって不利な内容である主張の成立を推定することができる旨が定められている。ただ、これまでの訴訟実務では、必ずしもこの制度が適切に活用されてこなかったようである。

本件では、被告による権利侵害利得の証明において、被告の財務資料がどのようになっているかが非常に重要であった(これは同種の案件一般にいえることと思われる)。ただ、被告は、訴訟の過程で行われた証拠保全で表れたもの以外、財務資料の積極的な提出は拒んだ。

本件の判決(特に1審判決)は、「被告が真実にその経営状況を反映する完全な財務資料を所持し、その提出を明らかに拒んだことにより、その権利侵害による利益の金額を調査できない場合は、原告の主張する浙江華田公司、台州嘉吉公司の負うべき賠償金額は成立するものと推定しなければならない。」とし、上記の民事訴訟証拠規則75条の趣旨を踏まえて、証拠の提出に積極的でない被告に対して、一種の懲罰的措置ともいえる判断を下した<sup>(4)</sup>。

被告が、おそらく被告しか所有していない証拠資料の提出を拒むということは、訴訟においては普遍的にみられる現象であり、多くの事件がこのために立証不能の状態に陥っている。本判決は、かかる状況の改善につながるものと期待したい。

#### (3) 証明責任の実質的な転換

本件訴訟では、被告の利得の算定の基礎となる「権利侵害製品の台数」が大きな争点のひとつとなった。原告側が主張した「権利侵害製品の台数」は、本件訴訟の過程で行われ

た司法鑑定(司法監査)の結果明らかにされた、当該時期に被告浙江華田会社が製造した「権利侵害製品と同一型番の製品」(実際には8種類の製品)の台数に依拠していた。問題は、これらが権利侵害製品であるかという点について、原告と被告のいずれが証明責任を負うかである。

証明責任の分配について、中国法では、日本とほぼ同様、自らが提出する訴訟請求の根拠となる事実または相手方の訴訟請求に反論する根拠となる事実については、当該当事者が証明責任を負うとされている(民事訴訟証拠に関する若干規定2条)。ただ、具体的な運用についてのルールの特明確化・統一化は進んでいない。

権利侵害製品にこれを単純に当てはめると、権利侵害を主張する側である原告がその証明責任を負う、ということになる。しかし、本件原告は、「同一メーカーの同一型番の製品は、当然同一の製品であると推定されるべきである」との旨を主張した。これに対して被告は、同一の型番であっても同一製品であるとは限らない(ヤマハ発動機の商標を使用した権利侵害製品とは限らない)と主張しつつ、例外の存在について特に積極的な立証は行わな

かった。

本判決は、この点について、「一般的な理解および習慣によれば、同一車種の製品は同じ外観を備えており、同一の文字が表示されている」と推定される(例外の存在を主張する側に証明責任がある)旨を判示し、証明責任の実質的な転換を認めた。

#### (4) 先行裁判例の実践的意義

実は、上記(3)で触れた「同一メーカーの同一型番の製品は、当然同一の製品であると推定されるべきである」との推定則は、先行するまったく別の裁判例(北京市高级人民法院)においてすでに認められていた。本判決では、上記の推定則の根拠をあくまで「一般的な理解および習慣」としているが、実際上は、原告側が提出した当該先行裁判例における判断が重要な参考になった可能性はかなり高いのではないかと推測される。

中国はいわゆる判例法主義を採用していないこともあり、訴訟実務等において、必ずしも先行裁判例は重視されない。また、裁判例の先例価値を前提とした米国や日本のような判例の整理収集の作業も整備されていないのが現状である。しかし、本件に端的に表れているように、最近の訴訟においては、先行す

## 新・アメリカ商事判例研究

近藤光男 編著  
志谷匡史

A 5判/316頁/3,990円(税込)  
ISBN978-4-7857-1391-1 07.2刊

アメリカの会社法・証券取引法判例の解説。わが国でも企業買収の議論が盛んになり、アメリカでの企業買収判例が注目されている。本書は旬刊商事法務に連載の中から実務に大きな影響を与えたレブロン判決、ユノカル判決をはじめとし重要な判例50件について判例の要旨、ポイントを解説。さらにアメリカ商事判例を読み解くための基本用語解説も収録した、研究者・実務家必携の書。

新・アメリカ商事  
判例研究

重要判例50件を解説!

1. 重要判例50件を解説!  
2. 重要判例50件を解説!  
3. 重要判例50件を解説!  
4. 重要判例50件を解説!  
5. 重要判例50件を解説!  
6. 重要判例50件を解説!  
7. 重要判例50件を解説!  
8. 重要判例50件を解説!  
9. 重要判例50件を解説!  
10. 重要判例50件を解説!

株式会社 商事法務

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10  
<http://www.shojihomu.co.jp/>

電話 03(5614)5643  
FAX 03(3664)8844

る裁判例が実践的に重要な意義を果たすことも少なくなっている。

#### (5) 「グループ企業」による

##### 共同不法行為の認定

本件の場合、被告ら（浙江華田公司、台州嘉吉販売、台州華田販売）がそれぞれ別法人の形をとっているため、それぞれの製造ないし販売行為のみをとらえてその「侵害行為による利得」を主張立証するのは、實際上、かなり困難であった。本判決では、同被告らが、同一人物により直接または間接に支配され、あるいは実質的に一体として対外的に営業活動を行っている「関連企業」であるとの認定を軸に、同被告らの「共同不法行為」の成立を認めた（民法通則130条など）。これにより被告らの連帯責任が成立した。そして、かかる判断を前提に、共同不法行為者である被告らを一体視し、これら全体による（ひとつの）「侵害行為利得」の主張立証で足りる旨を示した。

商標侵害事件では、本件のように、侵害者が製造・販売等で別法人の形をとっていることもしばしばみられる。このような場合に伴う立証の困難（侵害者の「利得」の算定や、侵害行為などについて）、あるいは弁済能力の偏

在（連帯責任を負わせる必要あり）といった問題に、本判決の上記判断は一定の解決の方向性を示したものと評価できる。

#### 5 最後に

本件の最大の意義は、中国における訴訟でも、適用する法律に対する深く掘り下げた検討、緻密な証拠収集、証拠規則の正確な運用といった周到な準備を行えば、民事訴訟が権利侵害を阻止し、賠償を獲得する有効な手段たり得る、ということを改めて示したことにあるといえる。

- (1) 中華人民共和国最高人民法院民事判決書（2006）民三終字第1号。なお、中国は二審制を原則としている。本件は、高級人民法院（高等裁判所に相当）が第1審を審理したため、第2審である最高人民法院が最終審となる。
- (2) 中華人民共和国江蘇省高級人民法院民事判決書（2002）蘇民三初字第006号。
- (3) ただし、国内では少なくとも1件、これより高額な事例がある。
- (4) なお、本件のケースが厳密な意味での75条適用の場面といえるかは、意見の分かれる可能性のあるところである。

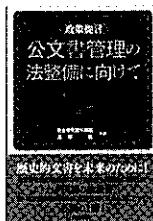
## 政策提言

# 公文書管理の法整備に向けて

総合研究開発機構 共編  
高橋 滋

A 5判/294頁/4,410円(税込)  
ISBN978-4-7857-1397-3 07.2刊

公文書館制度を充実させるための総合的視点からすべての公文書等について、作成段階から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用までの公文書管理の法整備に向けた論点について「公文書管理法研究会」で検討したわが国初の論説書。国・地方公共団体関係者をはじめ文書記録管理に携わる方必読の書。



株式会社 商事法務

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10  
http://www.shojihomu.co.jp/

電話 03(5614)5643  
FAX 03(3664)8844

# NBL Square

## ●中国新判例紹介●

NBL-Times

### ヤマハ発動機・中国最高人民法院商標権侵害判決について

中国弁護士・ニューヨーク州弁護士

姫 軍

Ji Jun

弁護士・ニューヨーク州弁護士

石本茂彦

Shigehiko Ishimoto

#### 1 はじめに

中国最高人民法院（日本の最高裁判所に相当）は、2007年6月5日、ヤマハ発動機株式会社（以下「原告」または「ヤマハ発動機」という）を原告（上訴審では被上訴人）、浙江華田工業有限公司（以下「浙江華田公司」という）、台州嘉吉摩托車銷售有限公司（以下「台州嘉吉販売」という）、台州華田摩托車銷售有限公司（以下「台州華田販売」という）およびその他販売業者1社を被告とする商標権侵害紛争事件につき、終局判決（以下「本判決」という）を下した<sup>①</sup>。

本判決では、上訴人である浙江華田公司の上訴申立てが棄却、江蘇省高等人民法院の第1審判決（以下「1審判決」という）が維持され<sup>②</sup>、①被告らによるヤマハ発動機の商標権侵害行為の即時停止、②業界専門誌への謝罪声明掲載、③浙江華田公司是830万440.43人民元の損害賠償責任、台州嘉吉販売はこのうち822万7977.03人民元に対する連帯賠償責任、台州華田販売はこのうち7万2463.4人民元に対する連帯賠償責任をそれぞれ負うことを命じるとの判断が確定した。

本判決は、中国知的財産権（特に商標権）

に対する司法保護において、一定のメルクマールとしての意義を有するものと思われる。われわれは、原告の代理人等として直接本件に関与する機会を得た。以下、本判決の概要と意義を紹介する。

#### 2 経緯

2000年9月、被告浙江華田公司の法定代表者および支配株主らが日本において「日本雅馬哈株式会社」なる会社の設立登記を行った（なお、「雅馬哈」は、中国語で「ヤマハ」に近い発音であり、ヤマハ発動機も中国において自社の名称の表示としてこの漢字を使用し、かつ商標登録等も行っている）。

2001年1月、日本雅馬哈株式会社と浙江華田公司是、技術・商号使用等に関するライセンス契約を締結し、これに基づき、日本雅馬哈株式会社は浙江華田公司にオートバイ関連製品等に「日本YAMAHA株式会社」および「日本雅馬哈株式会社」なる企業名称を使用（表示）することに同意した。浙江華田公司是、これに基づき（実際にはかかる契約よりも前から）「日本YAMAHA株式会社」の文字および「FUTURE」の文字を表示したオートバイ等を製造・販売した（他の被告は販売業者として関与）。なお、「雅馬哈」、「YAMAHA」および「FUTURE」はいずれも原告の中国における登録商標である。

2001年9月、日本の金沢地裁小松支部は、日本雅馬哈株式会社が「日本雅馬哈株式会社」の商号を使用する行為は、日本の不正競争防止法に違反しているとして、①同商号の使用禁止、②その営業用施設または業務における「雅馬哈」「YAMAHA」および「ヤマハ」の使用の禁止の判決を下した（ただし欠席判決）。

2001年3月に原告の通報を受けた台州市工商行政管理局は、2001年7月に「行政処罰決定書」を出し、浙江華田公司的行為は原告の登録商標を侵害していると認定した（かかる判断は、その後の行政訴訟でも基本的に維持）。

2002年10月に江蘇省高級人民法院に本件訴訟は提起され、2005年9月に原告の訴訟請求

をほぼ全面的に認める1審判決が下された。被告浙江華田公司是最高人民法院に上訴を申し立てたが、同法院は、本判決により1審判決を維持した。

### 3 商標権等の司法保護の現状

一般論として、中国では外資(外国企業ないし外資系企業)は裁判において不利な立場に置かれ、適切に権利を保護されることが少ない、としばしばいわれる。また、中国における知的財産権に関する損害賠償金額についても、一般的に金額が低く、損失補償・抑止効果のいずれの意味でも不十分ともいわれる。

さらに、原告側の訴訟活動という観点からは、損害ないし損害額の立証の困難という問題も指摘されている。なお、この点については、被告の権利侵害行為による利得額を原告の損害額とみなす規定や、人民法院(裁判所)の裁量判断により50万人民币以下の賠償額を定める規定など、一定の立法的解決が図られてはいる。しかし、実際には、被告の利得の立証自体が第三者である原告としては容易でないこと、50万人民币という裁量賠償額の上限が低すぎることなどのため、十分な解決には至っていないというのが現状といえる。侵害行為についても、権利侵害品の製造・販売の具体的な過程がいわば「藪の中」にあるため、原告側による実態の把握とこれに基づく主張立証活動にも相当な困難が伴うのが通常である。

こうした事情があいまって、特に外資の間では、中国の商標権侵害等において司法保護には多くを期待できない、という一種の諦観が根強く存在している。

### 4 本判決の注目すべき点

#### (1) 外国企業に高額な賠償金額が認められたこと

まず、本件において判定された損害賠償額の約830万人民币という高額な賠償が、外国企業を原告とする商標権侵害訴訟において認められたことが挙げられる。これは、おそらく従前の中国における商標保護の涉外事件の

中で最高金額であろうと思われる<sup>(3)</sup>。(涉外事件に限らず)全般的に中国知的財産権の賠償金額は低いといわれてきた中、こうした高額な判決が最高人民法院によって出されたこと自体、一定の意義があるものと思われる。

#### (2) 自己に不利な証拠の提出を拒んだ当事者に対する不利判断

民事訴訟証拠規則75条は、一方当事者が、自己に不利な証拠を有しているにもかかわらず正当な理由なく提出を拒んだ場合、当該証拠保持者にとって不利な内容である主張の成立を推定することができる旨が定められている。ただ、これまでの訴訟実務では、必ずしもこの制度が適切に活用されてこなかったようである。

本件では、被告による権利侵害利得の証明において、被告の財務資料がどのようになっているかが非常に重要であった(これは同種の案件一般にいえることと思われる)。ただ、被告は、訴訟の過程で行われた証拠保全で表れたもの以外、財務資料の積極的な提出は拒んだ。

本件の判決(特に1審判決)は、「被告が真実にその経営状況を反映する完全な財務資料を所持し、その提出を明らかに拒んだことにより、その権利侵害による利益の金額を調査できない場合は、原告の主張する浙江華田公司、台州嘉吉公司の負うべき賠償金額は成立するものと推定しなければならない。」とし、上記の民事訴訟証拠規則75条の趣旨を踏まえて、証拠の提出に積極的でない被告に対して、一種の懲罰的措置ともいえる判断を下した<sup>(4)</sup>。

被告が、おそらく被告しか所有していない証拠資料の提出を拒むということは、訴訟においては普遍的にみられる現象であり、多くの事件がこのために立証不能の状態に陥っている。本判決は、かかる状況の改善につながるものと期待したい。

#### (3) 証明責任の実質的な転換

本件訴訟では、被告の利得の算定の基礎となる「権利侵害製品の台数」が大きな争点のひとつとなった。原告側が主張した「権利侵害製品の台数」は、本件訴訟の過程で行われ

た司法鑑定(司法監査)の結果明らかにされた、当該時期に被告浙江華田会社が製造した「権利侵害製品と同一型番の製品」(実際には8種類の製品)の台数に依拠していた。問題は、これらが権利侵害製品であるかという点について、原告と被告のいずれが証明責任を負うかである。

証明責任の分配について、中国法では、日本とほぼ同様、自らが提出する訴訟請求の根拠となる事実または相手方の訴訟請求に反論する根拠となる事実については、当該当事者が証明責任を負うとされている(民事訴訟証拠に関する若干規定2条)。ただ、具体的な運用についてのルールの特明確化・統一化は進んでいない。

権利侵害製品にこれを単純に当てはめると、権利侵害を主張する側である原告がその証明責任を負う、ということになる。しかし、本件原告は、「同一メーカーの同一型番の製品は、当然同一の製品であると推定されるべきである」との旨を主張した。これに対して被告は、同一の型番であっても同一製品であるとは限らない(ヤマハ発動機の商標を使用した権利侵害製品とは限らない)と主張しつつ、例外の存在について特に積極的な立証は行わな

かった。

本判決は、この点について、「一般的な理解および習慣によれば、同一車種の製品は同じ外観を備えており、同一の文字が表示されている」と推定される(例外の存在を主張する側に証明責任がある)旨を判示し、証明責任の実質的な転換を認めた。

#### (4) 先行裁判例の実践的意義

実は、上記(3)で触れた「同一メーカーの同一型番の製品は、当然同一の製品であると推定されるべきである」との推定則は、先行するまったく別の裁判例(北京市高级人民法院)においてすでに認められていた。本判決では、上記の推定則の根拠をあくまで「一般的な理解および習慣」としているが、実際上は、原告側が提出した当該先行裁判例における判断が重要な参考になった可能性はかなり高いのではないかと推測される。

中国はいわゆる判例法主義を採用していないこともあり、訴訟実務等において、必ずしも先行裁判例は重視されない。また、裁判例の先例価値を前提とした米国や日本のような判例の整理収集の作業も整備されていないのが現状である。しかし、本件に端的に表れているように、最近の訴訟においては、先行す

## 新・アメリカ商事判例研究

近藤光男 編著  
志谷匡史

A 5判/316頁/3,990円(税込)  
ISBN978-4-7857-1391-1 07.2刊

アメリカの会社法・証券取引法判例の解説。わが国でも企業買収の議論が盛んになり、アメリカでの企業買収判例が注目されている。本書は旬刊商事法務に連載の中から実務に大きな影響を与えたレブロン判決、ユノカル判決をはじめとし重要な判例50件について判例の要旨、ポイントを解説。さらにアメリカ商事判例を読み解くための基本用語解説も収録した、研究者・実務家必携の書。

新・アメリカ商事  
判例研究

重要判例50件を解説!

1. 重要判例50件を解説!  
2. 重要判例50件を解説!  
3. 重要判例50件を解説!  
4. 重要判例50件を解説!  
5. 重要判例50件を解説!  
6. 重要判例50件を解説!  
7. 重要判例50件を解説!  
8. 重要判例50件を解説!  
9. 重要判例50件を解説!  
10. 重要判例50件を解説!

株式会社 商事法務

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10  
<http://www.shojihomu.co.jp/>

電話 03(5614)5643  
FAX 03(3664)8844



る裁判例が実践的に重要な意義を果たすことも少なくなっている。

(5) 「グループ企業」による  
共同不法行為の認定

本件の場合、被告ら（浙江華田公司、台州嘉吉販売、台州華田販売）がそれぞれ別法人の形をとっているため、それぞれの製造ないし販売行為のみをとらえてその「侵害行為による利得」を主張立証するのは、實際上、かなり困難であった。本判決では、同被告らが、同一人物により直接または間接に支配され、あるいは実質的に一体として対外的に営業活動を行っている「関連企業」であるとの認定を軸に、同被告らの「共同不法行為」の成立を認めた（民法通則130条など）。これにより被告らの連帯責任が成立した。そして、かかる判断を前提に、共同不法行為者である被告らを一体視し、これら全体による（ひとつの）「侵害行為利得」の主張立証で足りる旨を示した。

商標侵害事件では、本件のように、侵害者が製造・販売等で別法人の形をとっていることもしばしばみられる。このような場合に伴う立証の困難（侵害者の「利得」の算定や、侵害行為などについて）、あるいは弁済能力の偏

在（連帯責任を負わせる必要あり）といった問題に、本判決の上記判断は一定の解決の方向性を示したものと評価できる。

## 5 最後に

本件の最大の意義は、中国における訴訟でも、適用する法律に対する深く掘り下げた検討、緻密な証拠収集、証拠規則の正確な運用といった周到な準備を行えば、民事訴訟が権利侵害を阻止し、賠償を獲得する有効な手段たり得る、ということを改めて示したことにあるといえる。

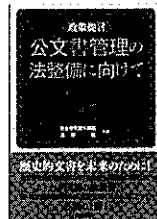
- (1) 中華人民共和国最高人民法院民事判決書（2006）民三終字第1号。なお、中国は二審制を原則としている。本件は、高級人民法院（高等裁判所に相当）が第1審を審理したため、第2審である最高人民法院が最終審となる。
- (2) 中華人民共和国江蘇省高級人民法院民事判決書（2002）蘇民三初字第006号。
- (3) ただし、国内では少なくとも1件、これより高額な事例がある。
- (4) なお、本件のケースが厳密な意味での75条適用の場面といえるかは、意見の分かれる可能性のあるところである。

# 政策提言 公文書管理の法整備に向けて

総合研究開発機構 共編  
高橋 滋

A 5判/294頁/4,410円(税込)  
ISBN978-4-7857-1397-3 07.2刊

公文書館制度を充実させるための総合的視点からすべての公文書等について、作成段階から移管・廃棄及び歴史資料としての保存・利用までの公文書管理の法整備に向けた論点について「公文書管理法研究会」で検討したわが国初の論説書。国・地方公共団体関係者をはじめ文書記録管理に携わる方必読の書。



株式会社 商事法務

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10  
http://www.shojihomu.co.jp/

電話 03(5614)5643  
FAX 03(3664)8844